

公園における手持ち花火の試行利用について

喬木村教育委員会社会教育係

喬木村が管理する公園では、火気の使用を原則禁止としていますが、公園での花火利用の効果や課題を把握するとともに、公園の魅力を高めることを目的として、令和8年度より、喬木村運動公園において、日時やルール等の制限を設け、手持ち花火の利用を試験的に認めます。利用の際は、下記の注意事項を遵守してご利用ください。

■期間：8月7日（金）～23日（日）

■場所：喬木村運動公園グラウンド（グラウンド内のみ）

※Aコートのダイヤモンド内は入らないようにしてください

■時間：日没～午後9時まで（準備・後片付け含む）

■利用上のルール

- ・大騒ぎをするなど公園利用者及び周辺住民に迷惑となる行為をしないこと。
特に飲酒をしながらのご利用はお控えください。
- ・消火用の水（バケツ等）を必ず用意すること。
- ・中学生以下のみでの利用は禁止（保護者の同伴が必要）。
- ・指定された場所（グラウンド内）以外では利用しないこと。
- ・手持ち花火のみを使用すること。（打ち上げ花火、ロケット花火等の大きな音の出る花火や飛ぶ花火は禁止。）
- ・公園施設、樹木等を破損または汚損しないこと。破損または汚損した場合は、教育委員会へ連絡をすること。
- ・利用後は完全に消火し、周囲の安全確認を行い、ごみは必ず持ち帰ること。
- ・気象警報・注意報が発令されているときは利用しないこと。
- ・火災予防上危険がある場合や、近隣から苦情が出た場合は中止すること。
- ・花火利用は一団体だけではなく、他にも申し込まれた複数の団体とも利用することがあります。お互いに配慮しながらご利用ください。

花火の利用に関するトラブルについて、村は責任は負いかねます。トラブルは当事者間で解決してください。怪我や事故などは自己責任でお願いします。

■申込方法

社会教育係までお電話ください（TEL：33-2002）

受付時間：8時30分～17時15分（平日のみ）

※運動公園グラウンドの空き状況は「喬木村体育施設予約システム」からも確認できます。

利用上のルールが守られない場合や近隣住民への迷惑行為等があった場合は、運動公園での手持ち花火の試行利用を取りやめます。